

TOPIC 4

1月・2月の主催事業

◆パソコン市民(Q&A)教室

パソコン初心者で操作がわからない人は気軽に参加してください。

とき：1月6日(土)・20日(土)、2月3日(土)・17日(土)午前10時～11時30分

持ち物：パソコン

◆会計セミナー

クラウドファンディング・経理などについて学びます。

とき：1月21日(日)午後2時～3時30分 費用：無料

申込期間：1月8日(月)～19日(金)

◆LINE公式アカウントセミナー

公式アカウント、LINE活用について学びます。

とき：1月28日(日)午後2時～3時30分 費用：無料

申込期間：1月15日(月)～26日(金)

◆地域資源セミナー ～知る・見る・掘る～

門真れんこんのルーツと現状を学んだあとに、れんこん掘りを体験。

とき：2月11日(日)午前10時～午後1時 費用：500円

申込期間：1月22日(月)～2月2日(金)

上記いずれも

■対象：門真市在住・在勤・在学の人

■会場：市民公益活動支援センターセミナー室

■申込方法：市民公益活動支援センターまで、来館・電話・メールのいずれかで

市民公益活動支援センターは、「非営利」かつ「不特定多数の利益」となる、市民公益活動をサポートしています。

門真市立市民公益活動支援センター
〈指定管理者〉特定非営利活動法人 大阪NPOセンター

住所：〒571-0025 門真市大字北島546番地
門真市民プラザ3階

TEL：072-800-7431

FAX：072-800-7432

メール：ko-eki-c@aqua.ocn.ne.jp

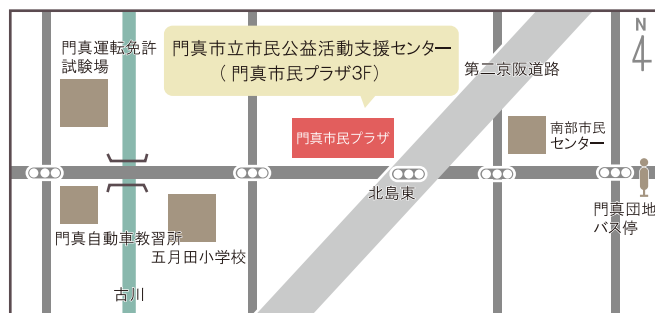
開館時間：9:00～21:30

休館日：毎週木曜、年末年始(12/29～1/3)

ホームページ：www.kadoma-koeki-cnt.com



※警報などの発令により、開館状況が変更となる場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。



Access

●京阪本線「大和田駅」から京阪バス(1系統)で「門真団地バス停」まで約10分、「門真団地バス停」から徒歩で「門真市民プラザ」まで約15分

あなたの想いをカタチにするお手伝い

公益times

~PUBLIC INTEREST TIMES~

No.28
2023.12.31

門真市立市民公益活動支援センター

TOPIC 1

何も知らないあなたが、地域団体の会計担当になったら…
決算に向けてこれだけやっておけばいい 一番簡単な会計処理

地域の団体など任意団体に関わっていると、予期せぬ時にまわってくる「会計担当」の役割。「そんな～通帳や印鑑を預かるなんて重責だよ…」と及び腰になりそうですが、「日々の記録」「期末決算」の2つのポイントを押さえれば、きちんと管理できます。さあ勇気を出してやってみよう。

会計事務の一年の流れ

(安全で間違いのない管理のために、会計担当者はメインとサポーターの二人で)

- ・旧会計役員からの引継ぎ(旧役員は現金を全て口座に預け入れしておきましょう)
会計帳簿、通帳、印鑑などを受け取り、説明を受けます。通帳・現金の残高の合計が、収支報告書の翌年度繰越金と一致しているか確認します。口座は必要であれば名義変更をおこないます。通帳と印鑑は別の人が管理しましょう。
- ・日々の記録(「現金」と「預金」)
会費の集金、経費の支出など、お金の動きを帳簿に記録します。領収証やメモはノートなどに貼り付けるなどして保管します。集めたお金は口座へ預金し、必要な都度現金で引き出して使うのが理想です。
- ・期末決算(決算報告書を作成する)
帳簿の記録を締め切ります。記載された収入・支出を科目ごとの集計し、1年間の合計額を収支計算書に転記します。
- ・会計監査(常日頃の活動に関わらない人にお願ひしましょう)
帳簿、領収書、通帳など会計に関わる全ての書類を用意します。監査には会計と会計役員が立ち会います。
- ・総会で決算報告をおこなう
会計役員は決算報告書に沿って、会計報告をおこないます。

初心者が思う謎いろいろ



・科目とは何ですか？

収入・支出を記録するためにグループ分けしたもので、科目名は団体により異なります。収入科目に、会費・補助金・助成金・事業収益など。支出科目に、事業費・消耗品費・総会費・会議費・光熱費などがあります。

TOPIC 2

私たちはボランティア活動を支援します。
門真市立市民公益活動支援センターをたくさん使おう！

PTAで知り合った保護者の仲間、青少年の育成をしているスポーツ教室のコーチ、または地域で近所に住む友達。色々な人が「門真市をより住みやすい安心できるふるさと」にしたいと活動しています。

「とりあえずやってみる」の精神はとても大切。私たち「門真市立市民公益活動支援センター」では、そのようなチャレンジを大事に、みなさまのやりたいことをサポートすることが役割の一つと考えています。

たとえば、

【ケース1】 高齢者のため、介護に携わりたい、でも自分でやっていくにはどうしたらいいですか？

という質問には

「立ち上げ資金の検討」「立地の検討」「2～3年の事業運営計画」などをお聞きし、一緒に考えます。ただし、そもそも立ち上げることが、相談者にとってベストな選択なのかも一緒に考えます。

【ケース2】 チラシをつくり、イベントを周知させたい。でも、そのチラシにかかる印刷費が手元にない。どうしたらいいのだろう

という相談には

「市民公益活動支援センターの輪転機を利用してください。」とお勧めします。通常、カラー印刷などをネット印刷で頼むと、5000円くらいかかります。輪転機なので、白黒の

チラシにはなってしまいますが、市民公益活動支援センターであれば、1000円もかからない印刷費になります。もちろん、印刷したい内容にもよりますが、すこしでも迷ったら、気軽に市民公益活動支援センターにご相談ください。

輪転機をつかうほうがいいのか？他の方法がいいのか？それもお答えします。

【ケース3】 NPOのことを調べている。終活を専門にやっているNPOの方を紹介してほしい。その人たちに相談したい。

という相談には

まずは、終活でもどのような相談をしたいのかをお聞きします。それから終活を専門にしている市民活動団体や組織をご紹介します。させていただきます。

また、私達だけではわからないことは、門真市内で活躍する相談機関や専門の市民活動団体・市民に問い合わせし、相談者のためになる情報提供をするようにしております。みなさまのワンストップ相談窓口になれるようつとめます。



TOPIC 3

むずかしい条例文から読み解く
市民公益活動支援センターの役割とは（その3）

門真市立市民公益活動支援センターの条例文を読み解きながら、「ここって何ができるの?」「何を狙っているの?」を説明します。

（団体の登録）

第5条 会議室、セミナー室又は事務ブース（以下「会議室等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。ただし、会議室又はセミナー室の利用について、指定管理者が特に必要と認めた団体については、この限りでない。

門真市内で活躍している市民公益活動団体は、市民公益活動支援センターに団体登録できます。門真市が公益活動を応援しているので、施設を安価にご利用いただけます。また、登録をしていなくても、施設をご利用いただくことも可能です（有料）。詳しくは、ホームページをご覧ください。スタッフにお尋ねください。

（団体登録の要件）

第6条 団体登録を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 主として本市内で活動する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）
- (2) 特定非営利活動法人以外の団体（一定の目的のために5人以上で構成されるものをいう。次号において同じ。）で、本市内で市民公益活動を継続的に行っているもの
- (3) 特定非営利活動法人以外の団体で、今後、本市内で市民公益活動を継続的に行おうとするもの

【団体登録していただける市民公益活動団体とは…】

主に門真市内で社会貢献や社会課題の解決を目的に活躍しているNPO法人・市民活動団体・企業・ボランティア団体が、団体登録できます。

